

2. 事務分掌 (令和5年4月1日現在)

市民部

総務企画課

- 1 区所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- 2 区行政の推進に係る事項の調査、企画及び調整に関すること。
- 3 まちづくり戦略ビジョン及びこれに基づく実施計画並びにこれらに基づく基本的な計画の区関係部分に係る調整に関すること。
- 4 文書の收受発送及び完結文書保存に関すること。
- 5 区に係る公印の管理に関すること。
- 6 区役所集中管理自動車の使用及び維持管理に関すること。
- 7 区役所庁舎の維持管理及び庁中取締りに関すること。
- 8 区役所出張所庁舎の維持管理（市長が定めるものに限る。）に関すること（北区及び南区に限る。）。
- 9 地区集会所の維持管理（市長が定めるものに限る。）に関すること（北区及び南区に限る。）。
- 10 区民センター、コミュニティセンター、地区センター、地区会館及びまちづくりセンター（中央区にあつては円山児童会館及び桑園児童会館、北区にあつては太平児童会館及び麻生児童会館、東区にあつては北光児童会館、厚別区にあつては厚別南児童会館、豊平区にあつては豊平児童会館及び美園児童会館、清田区にあつては清田中央児童会館、南区にあつてはみすまい児童会館を含む。）に係る施設の維持管理（市長が定めるものに限る。）に関すること（コミュニティセンターにあつては、北区及び手稲区に限る。）。
- 11 部所管施設に係る委託契約に関すること。
- 12 部所管公有財産の管理に関すること。
- 13 市民交流広場の管理運営に関すること（厚別区及び清田区に限る。）。
- 14 防犯に係る連絡調整に関すること。
- 15 交通安全運動及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 16 区災害対策の連絡調整に関すること。
- 17 区選挙管理委員会との連絡調整に関すること。
- 18 広報誌の区版の作成及び広報誌の配布に関すること。
- 19 区民の相談及び要望等への対応の総括に関すること。

- 20 区長懇談会等区に係る集団広聴の実施に関すること。
- 21 部内の経理に関すること。
- 22 区内他部及び部内他課所の主管に属しないこと。

地域振興課

- 1 地域におけるまちづくり活動に係る調整に関すること。
- 2 未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業の企画及び調整に関すること。
- 3 住民組織の振興（まちづくりセンターが所管するものを除く。）に関すること。
- 4 地区センター、まちづくりセンター（篠路茨戸まちづくりセンター及び定山溪まちづくりセンターを除く。）及び地区会館の新築、改築等の要望に係る事務の連絡調整に関すること。
- 5 地区会館の運営に関する指導及び助言に関すること。
- 6 市民集会施設の補助に関すること。
- 7 各種統計調査の実施に関すること。
- 8 自衛官の募集に関すること。
- 9 まちづくりセンターにおける未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業の企画及び実施に係る調整に関すること。
- 10 地区住民組織の振興に関してまちづくりセンターが行う事務の連絡調整に関すること。
- 11 前号に掲げるもの以外の事務に係るまちづくりセンターとの連絡調整に関すること。
- 12 地域住民の生涯学習に係る事業の企画、調整及び実施に関すること。
- 13 地域の生涯学習関係団体との連絡調整に関すること。
- 14 青少年健全育成のための各種事業の推進及び成人式に関すること。
- 15 区民センター、コミュニティセンター及び地区センターに関すること（コミュニティセンターにあつては、北区及び手稲区に限る。）。ただし、総務企画課並びに屯田まちづくりセンター、拓北・あいの里まちづくりセンター、清田まちづくりセンター、里塚・美しが丘まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター、藻岩まちづくりセンター、手稲まちづくりセンター、新発寒まちづくりセンター及び星置まちづくりセンターの所管に係るものを除く。

戸籍住民課

- 1 住民基本台帳に関する事。
- 2 住民記録に関する事。
- 3 戸籍及び戸籍の附票に関する事。
- 4 外国人住民に係る住居地の届出に関する事。
- 5 印鑑の登録及び登録証明に関する事。
- 6 身分証明、転出証明、住居表示変更証明その他諸証明に関する事。
- 7 個人番号カードに関する事。
- 8 電子署名に係る認証業務に関する事。
- 9 人口動態調査に関する事。
- 10 臨時運行許可に関する事。
- 11 学齢児童、生徒に関する事。
- 12 埋火葬の許可に関する事。
- 13 犯罪人名簿に関する事。
- 14 市税に係る諸証明書の交付に関する事（別に定めるものに限る。）。

篠路出張所・定山溪出張所

- 1 住民基本台帳に関する事。
- 2 戸籍及び戸籍の附票に関する事。
- 3 印鑑の登録及び登録証明に関する事。
- 4 転出証明その他諸証明に関する事。
- 5 臨時運行許可に関する事。
- 6 埋火葬許可に関する事。
- 7 交通安全の推進に関する事。
- 8 地区集会所の管理運営に関する事。
- 9 市税に係る諸証明書の交付に関する事（別に定めるものに限る。）。
- 10 児童手当に関する事（篠路出張所に限る。）。
- 11 子ども医療費の助成に関する事（篠路出張所に限る。）。
- 12 介護保険に関する事（篠路出張所に限る。）。
- 13 敬老優待乗車証に関する事（篠路出張所に限る。）。
- 14 高齢者、障がい者等の保健福祉に関する事（篠路出張所に限る。）。
- 15 母子保健に関する事（篠路出張所に限る。）。
- 16 難病対策に関する事（篠路出張所に限る。）。
- 17 子ども・子育て支援法に基づく情報の提供等に関する事（篠路出張所に限る。）。

ること（篠路出張所に限る。）。

- 18 国民健康保険に関する事（篠路出張所に限る。）。
- 19 国民年金に関する事（篠路出張所に限る。）。
- 20 後期高齢者医療に関する事（篠路出張所に限る。）。
- 21 その他区長が必要と認めたこと。

まちづくりセンター

- 1 地区住民組織の振興及び住民組織のネットワーク化支援に関する事。
- 2 市民集会施設の補助に係る相談及び要望等の集約に関する事。
- 3 戸籍及び住民記録業務等の取次ぎに関する事（篠路茨戸まちづくりセンター及び定山溪まちづくりセンターを除く。）。
- 4 地区に係る要望等の収集に関する事。
- 5 地区のまちづくりに関する施策等の企画及び推進に係る調整に関する事。
- 6 地域情報の交流及び市政情報の提供に関する事。
- 7 児童会館の管理（市長が定めるものに限る。）に関する事（円山まちづくりセンター（円山児童会館に限る。）、桑園まちづくりセンター（桑園児童会館に限る。）、麻生まちづくりセンター（麻生児童会館に限る。）、太平百合が原まちづくりセンター（太平児童会館に限る。）、北光まちづくりセンター（北光児童会館に限る。）、厚別南まちづくりセンター（厚別南児童会館に限る。）、豊平まちづくりセンター（豊平児童会館に限る。）、美園まちづくりセンター（美園児童会館に限る。）、清田中央まちづくりセンター（清田児童会館に限る。）及び簾舞まちづくりセンター（みすまい児童会館に限る。）に限る。）。
- 8 地区センターの管理（市長が定めるものに限る。）に関する事（屯田まちづくりセンター（屯田地区センターに限る。）、拓北・あいの里まちづくりセンター（拓北・あいの里地区センターに限る。）、里塚・美しが丘まちづくりセンター（里塚・美しが丘地区センターに限る。）、藤野まちづくりセンター（藤野地区センターに限る。）、藻岩まちづくりセンター（もいわ地区センターに限る。）、新発寒まちづくりセンター（新発寒地区センターに限る。）及び星置まちづくりセンター（星置地区センターに限る。）に限る。）。

- 9 コミュニティセンターの管理（市長が定めるものに限る。）に関する事（手稲まちづくりセンター（手稲コミュニティセンターに限る。）に限る。）。
- 10 区民センターの管理（市長が定めるものに限る。）に関する事（清田まちづくりセンター（清田区民センターに限る。）に限る。）。
- 11 その他区長が必要と認めた事。

土木部

維持管理課

- 1 公園緑地等（みどりの推進部の所管に係るものを除く。以下この項において同じ。）の占用許可及び公園緑地等内の行為の許可に関する事。
- 2 市民記念植樹の受付に関する事。
- 3 道路の占用及び掘削の許可に関する事（建設局総務部の所管に係るものを除く。）。
- 4 道路占用の監督処分に関する事。
- 5 道路損傷に対する原状回復命令に関する事。
- 6 屋外広告物の許可及び違反広告物の取締りに関する事。
- 7 道路法に基づく通行禁止及び制限並びにこれらに伴う公安委員会との協議に関する事。
- 8 道路標識及び街路灯の設置及び維持管理に関する事。
- 9 道路の監察パトロールに関する事。
- 10 私人の行う道路工事の承認に関する事。
- 11 道路認定の願出の受付及び相談に関する事。
- 12 道路用地の寄附申出の受付及び相談に関する事。
- 13 私設街路灯の設置費補助等に関する事。
- 14 道路、公園緑地等及び河川のパトロールに関する事。
- 15 道路、橋梁及び河川の維持補修の計画及び実施に関する事。
- 16 道路の新設改良、橋梁の新設架換及び河川工事の施行に関する事。
- 17 他部から委託された工事施行に関する事。
- 18 道路等の除雪の計画及び実施に関する事。
- 19 道路等の除雪に係る地域との連携に関する事（建設局土木部の所管に係るものを除く。）。

- 20 区内スキー場に関する事（南区に限る。）。
- 21 公園緑地等の運営管理並びに街路樹等の管理及び維持補修に関する事。
- 22 公園緑地等の設計及び工事に関する事。
- 23 区土木部庁舎の維持管理に関する事。
- 24 部内の経理に関する事。

保健福祉部

保健福祉課

- 1 地域福祉の推進に関する事。
- 2 旧軍人、戦傷病者及び戦没者遺族の援護に関する事。
- 3 戦傷病者に対する補装具の支給及び修理に関する事。
- 4 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事。
- 5 行旅病人及び行旅死亡人並びに引取者のない遺骨の取扱いに関する事。
- 6 老人クラブの運営指導に関する事。
- 7 区民生委員・児童委員関係事務の総括に関する事。
- 8 区社会福祉協議会の事業支援に関する事。
- 9 地域保健福祉の推進に係る事業の連絡調整に関する事。
- 10 地域自主運営を行っているまちづくりセンターが所管する地区内における地域保健福祉活動の支援及び調整に関する事。
- 11 災害に備えた要配慮者避難支援の促進に関する事。
- 12 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受付に関する事。
- 13 児童手当、災害遺児手当並びに災害遺児入学及び就職支度資金の受付及び支給に関する事。
- 14 心身障害者扶養共済制度の実施に関する事。
- 15 子ども、重度心身障がい者及びひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事。
- 16 老人福祉法に関する事。
- 17 健康増進法による健康増進事業（市長が定めるものに限る。）の実施に関する事。
- 18 国民健康保険に係る特定保健指導（健康・子ども課の所管に係るものを除く。）に関する事。

- 19 高齢者の虐待防止に関すること。
- 20 要介護認定及び要支援認定に関すること。
- 21 介護保険の給付、負担限度額等の認定及び利用者負担額の減額に関すること。
- 22 介護認定審査会(部会に限る。)の庶務に関すること。
- 23 地域支援事業の運営に関すること。
- 24 地域包括支援センターとの連絡調整に関すること。
- 25 知的障害者福祉法に関すること。
- 26 身体障害者福祉法に関すること。
- 27 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関すること。
- 28 児童福祉法の規定による障害児通所支援等に関すること。
- 29 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること(精神保健福祉センターの所管に係るものを除く。)
- 30 障害児福祉手当及び特別障害者手当の受付及び支給に関すること。
- 31 障害支援区分認定等審査会(部会に限る。)の庶務に関すること。
- 32 障害者の虐待防止に関すること。
- 33 高齢者、障がい者等の保健福祉及び介護保険に係る相談及び苦情並びにこれらに伴う指導及び助言に関すること。
- 34 保健福祉に係る総合的な相談並びにこれに伴う部内調整、指導及び助言に関すること。
- 35 その他区内社会福祉施設との連絡調整に関すること(健康・子ども課の所管に係るものを除く。)
- 36 部内(保険年金課を除く。)の経理に関すること(健康・子ども課の所管に係るものを除く。)
- 37 部内他課の主管に属しないこと。

健康・子ども課

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること(市長が定めるものに限る。)
- 2 難病対策に関すること。
- 3 母子保健に関すること。
- 4 歯科保健に関すること。
- 5 医療社会事業に関すること。
- 6 育成医療その他児童に係る医療の給付に関すること。
- 7 健康づくりセンターの維持管理(市長が定めるものに限る。)に関すること(東区に限る。)
- 8 地域の健康づくりに関すること。
- 9 健康増進法による健康増進事業(高齢保健福祉部、保健所及び保健福祉課の所管に係るものを除く。)の実施に関すること。
- 10 母子、成人及び老人の保健指導に関すること。
- 11 国民健康保険に係る特定健康診査(後期高齢者等の健康診査を含み、保険年金課の所管に係るものを除く。)・特定保健指導(市長が定めるものに限る。)に関すること。
- 12 栄養指導・食育(市長が定めるものに限る。)に関すること。
- 13 助産施設入所者からの費用徴収に関すること。
- 14 母子生活支援施設入所者からの費用徴収に関すること(中央区、東区、白石区、豊平区及び南区に限る。)
- 15 児童福祉法に関すること(保健福祉課の所管に係るものを除く。)
- 16 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定並びに子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定及び償還払いに関すること。
- 17 子ども・子育て支援法に基づく情報の提供等に関すること。
- 18 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。
- 19 家庭児童相談に関すること。
- 20 婦人相談に関すること。
- 21 地域子育て支援事業の実施に関すること。
- 22 子育てに係る市内他機関との連携・調整に関すること(子育て支援部の所管に係るものを除く。)
- 23 児童虐待に関すること(児童相談所の所管に係るものを除く。)
- 24 衛生害虫の駆除相談等の環境衛生関係の市民相談に関すること。
- 25 空き地等に繁茂する雑草の除去の指導に関すること。
- 26 畜犬の登録及び犬猫の引取りに関すること。
- 27 保健センターの管理運営に関すること。
- 28 部内の経理に関すること(健康・子ども課に係るもの(市長が定めるものを除く。)に限る。)

保護一課(清田区以外の区)

- 1 生活保護法に関すること（保健福祉部長が定めるものに限る。）。
- 2 保護金品の支給に関すること。
- 3 生活保護の統計に関すること。
- 4 保護一課、保護二課及び保護三課（北区、東区及び白石区にあつては保護一課、保護二課、保護三課及び保護四課、厚別区、南区及び手稲区にあつては保護一課及び保護二課）所管事務の総括調整に関すること。

保護二課（清田区以外の区）

- 1 生活保護法に関すること（保護一課及び保護三課（北区、東区及び白石区にあつては保護一課、保護三課及び保護四課、厚別区、南区及び手稲区にあつては保護一課）の所管に係るものを除く。）。

保護三課（厚別区、清田区、南区及び手稲区以外の区）

- 1 生活保護法に関すること（保護一課及び保護二課（北区、東区及び白石区にあつては、保護一課、保護二課及び保護四課）の所管に係るものを除く。）。

保護四課（北区、東区及び白石区）

- 1 生活保護法に関すること（保護一課、保護二課及び保護三課の所管に係るものを除く。）。

保護課（清田区）

- 1 生活保護法に関すること。
- 2 保護金品の支給に関すること。
- 3 生活保護の統計に関すること。

保険年金課

- 1 国民健康保険の資格得喪に関すること。
- 2 国民健康保険の給付に関すること。
- 3 国民健康保険料の賦課徴収及び滞納処分に関すること。
- 4 保健事業の実施に関すること。
- 5 国民健康保険に係る特定健康診査（後期高齢者の健康診査を含む。）の受診券交付及びデータの管理に関すること。
- 6 国保協力会に関すること。
- 7 国民年金の資格得喪に関すること。

- 8 国民年金に係る届出書等の受理及び送付に関すること。
- 9 特別障害給付金に係る請求書等の受理、送付等に関すること。
- 10 年金生活者支援給付金に係る請求書等の受理、送付等に関すること。
- 11 介護保険の資格得喪に関すること。
- 12 介護保険料の賦課徴収及び滞納処分に関すること。
- 13 後期高齢者医療に係る申請書等の受理及び送付に関すること。
- 14 後期高齢者医療保険料の徴収、督促及び滞納処分に関すること。
- 15 部内の経理（保険年金課に係るものに限る。）に関すること。

支援調整課（北区、東区、厚別区及び南区）

- 1 複合的な福祉課題を抱えた世帯への支援に係る調整に関すること。
- 2 複合支援推進会議に関すること。

地区福祉活動支援担当課長（まちづくりセンター所長兼務）

- 1 まちづくりセンター（地域自主運営を行っているものを除く。）が所管する地区内における地域保健福祉活動の支援及び調整に関すること。